

市川保健所長

殿

營業許可申請書・營業届 (新規、継続)

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：shokuhin@△△△.jp

法人番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
※法人の場合に13桁の番号を記入

申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地

千葉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

(ふりがな)しよくひん たろう

(生年月日) ※法人の場合は不要

申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

食品 太郎昭和〇年〇月〇日生

郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：restaurant-taro@△△△.jp

施設の所在地

千葉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

(ふりがな)れすとらん たろう

調理師なら【調】に○をする

施設の名称、屋号又は商号

レストラン太郎講習会で資格を取得した場合は、その名称と日付を記載

(ふりがな)しよくひん はなこ

資格の種類食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥

食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。

食品 花子受講した講習会都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む)

講習会名称〇〇協会
養成講習会〇年〇月〇日

主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装

自由記載

調理食品

自動販売機の型番

業態

洋食店

HACCPの取組

※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。
ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。

☐ HACCPに基づく衛生管理

☒ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

業種に応じた情報

指定成分等含有食品を取り扱う施設☐

輸出食品取扱施設
※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。☐

営業形態

備考

1

2

(届出営業を行う場合に記載する)

3

(ふりがな)しよくひん じろう

電話番号

担当者氏名

食品 次郎〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐②加糖粉乳 ☐⑤魚肉ハム ☐⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐③調製粉乳 ☐⑥魚肉ソーセージ ☐⑨マーガリン ☐⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐④食肉製品 ☐⑦放射線照射食品 ☐⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水（ ☒ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 認定番号等			
添付書類	☒ 施設の構造及び設備を示す図面（事 業 譲渡の場合は省略可） ☐			
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐			
	☐ ☐			
	☐ ☐			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営 業 の 種 類	備考
	1	年 月 日	飲食店営業	
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				